四　三番員は、第一号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。

［五　略］

第二百六十四条　［略］

第二百六十五条　［略］

（第二次進入）

第二百六十六条　第二次進入を行うには、次の要領による。

［一　略］

二　一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百六十四条第二号に定める要領で進入する。

三　三番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第三号に定める要領で進入する。

四　四番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。

第二百六十七条　［略］

（救出）

第二百六十八条　要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員及び二番員は、前号の号令で第二百六十一条第二号及び第三号に定める要領で救出する。

［三・四　略］

（屋外搬出）

第二百六十九条　救出した要救助者を屋外に搬出するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百七十六条第二号に定める要領で要救助者の上体をもち、前号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。

三　二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第三号に定める要領で要救助者の足部をもち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。

四　三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

五　四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

（収納）

第二百七十条　要救助者を屋外搬出したのち、器具を収納するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で、第二百七十八条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の号令で、第二百七十八条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

四　三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

四　三番員は、第一号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。

［五　同上］

第二百三十七条　［同上］

第二百三十八条　［同上］

（第二次進入）

第二百三十九条　［同上］

［一　同上］

二　一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百三十七条第二号に定める要領で進入する。

三　三番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第三号に定める要領で進入する。

四　四番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。

第二百四十条　［同上］

（救出）

第二百四十一条　［同上］

［一　同上］

二　一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十四条第二号及び第三号に定める要領で救出する。

［三・四　同上］

（屋外搬出）

第二百四十二条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百四十九条第二号に定める要領で要救助者の上体をもち、前号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。

三　二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第三号に定める要領で要救助者の足部をもち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。

四　三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

五　四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

（収納）

第二百四十三条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で、第二百五十一条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の号令で、第二百五十一条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

四　三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。